

評価シート（年度評価）

名古屋市寿荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局:健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人八起社		
主な業務内容	養護老人ホームの運営		
評価対象期間	令和2年4月～令和3年3月	指定管理期間	平成25年4月～令和5年3月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本 事 項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維 持 管 理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サ ー ビ ス	(1) 利用実績	当初の目標通りの利用実績を挙げているか。	○	
	(2) 事業実施状況	計画通り事業が実施されているか。	○	
	(3) 広報・P R の実施	利用促進のための取組みを実施しているか。	○	
	(4) 接客態度	接客態度、名札、服装等は適切か。	○	
	(5) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(6) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経 費 等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は適正になされているか。	○	
	(2) 収支状況	当初の予定通りの収支状況になっているか。	○	
	(3) 再委託	再委託の方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
適切な管理運営が実施された。入居者の心身機能に応じた食事提供を行えるよう提供方法などを工夫するとともに、新型コロナウイルス対策として「寿荘における感染防止マニュアル」を作成し3密の防止や飛沫感染防止などに取り組むことで入居者が安全な生活を送れるように努めた。

評価シート（年度評価）

名古屋市寿楽荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局:健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人愛生福祉会		
主な業務内容	養護老人ホームの運営		
評価対象期間	令和2年4月～令和3年3月	指定管理期間	平成26年4月～令和6年3月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サービス	(1) 利用実績	当初の目標通りの利用実績を挙げているか。	○	
	(2) 事業実施状況	計画通り事業が実施されているか。	○	
	(3) 広報・PRの実施	利用促進のための取組みを実施しているか。	○	
	(4) 接客態度	接客態度、名札、服装等は適切か。	○	
	(5) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(6) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は適正になされているか。	○	
	(2) 収支状況	当初の予定通りの収支状況になっているか。	○	
	(3) 再委託	再委託の方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
適切な管理運営が実施された。新型コロナウイルス対策マニュアルを作成し、清掃消毒箇所や換気方法などを見直し、感染防止に努めた。またコロナ禍でも安全に開催できるイベントを計画し、実施することで入居者の生活の充実に努めた。

施設の現状

養護老人ホーム(2か所)

※寿荘、寿楽荘をまとめています。

施設の現状	施設概要							
	養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。 (定員:寿荘 250名、寿楽荘 120名) 養護老人ホームは、高齢者の生活の場である入所施設であり、一度入所されるとかなり長期間在所するのが通例となっています。 こうした入所者に対する処遇の継続性を確保するためには、同一の運営法人に一定長期間の運営をお願いすることが必要であると考え、指定管理期間の原則である4年では短すぎるため、10年の指定管理期間としています。							
	市の収支状況(千円) (令和2年度決算額)							
		支出			収入			
	施設	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計
	寿荘	439,746	18,722	458,468	89,987	0	368,481	458,468
	寿楽荘	245,106	30,443	275,549	43,194	0	232,355	275,549
	特記事項							
	支出のうち「その他」欄は、各施設に係る工事費。							
	管理運営指標の状況	取組状況						
指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
年度末における入所者数(寿荘)		人	249	250	249	250		
年度末における入所者数(寿楽荘)		人	108	108	114	120		
特記事項								
寿荘 平成25年度より指定管理者制度 寿楽荘 平成26年度より指定管理者制度								

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載